令和８年度管きょ改築調査業務委託（８－１）

仕様書

岡山市下水道河川局

第１章　総　則

１．　１　業務の目的

本委託業務（以下業務という。）は、本仕様書に基づき、設計図書に示す委託対象地域における下水道管路施設の調査・点検を行い、改築業務及び維持管理業務のための基礎資料を得ることを目的とする。

１．　２　適用範囲

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。なお、本仕様書に明記されていない事項については、監督員の指示に従い施行しなければならない。

１．　３　費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

１．　４　法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

１．　５　秘密の保持

受注者は、業務の処理上、知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

１．　６　成果品の審査

（１）受注者は、業務完了時及び監督員の指示する時期に、本市の成果品審査を受けなければならない。

（２）成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。

１．　７　引渡し

成果品の審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、本市の検査員の検査をもって、業務の完了とする。

１．　８　契約不適合責任

業務完了後において、引き渡された成果品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（調査漏れ、現場との不一致等）であるときは、受注者は、直ちに、当該業務の全体又は部分の再調査を行わなければならない。

１．　９　証明書の交付

業務の遂行上、必要な証明書及び申請書は、受注者の申請により、本市で交付する。

１．１０　疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者間で協議の上、これを定める。

１．１１　業務責任者

業務責任者は、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格を有する者を配置すること。

第２章　作　業　内　容

２．　１　一般事項

（１）受注者は、調査計画書に調査箇所、調査順序等を定め、事前に報告したうえで、現場作業に着手すること。

（２）調査・清掃にあたっては、管口を傷めないようガイドローラなどを使用するなど、必要な保護措置を講じ、下水道施設に損傷を与えないよう十分留意すること。

（３）仮締切を必要とする場合は、監督員の承諾を得ること。また上流側が溢水しないように注意し行うこと。

（４）地元住民等に十分に配慮し、騒音・振動等の防止に努めること。また、作業時間などについて地元住民等から要望があった場合、誠意をもって対応し、その結果を監督員に報告すること。

（５）マンホール内に入り調査を行う場合は、酸素欠乏危険作業主任者を現場に常駐させ、指示に従い作業を行うこと。

（６）調査・清掃を行うにあたり、設計図書と現場条件が異なる場合は、必ず事前に監督員に申し出て指示を受けること。

２．　２　本管ＴＶカメラ調査工

（１）本管の調査にあたっては、管の破損、継ぎ手部の不良、クラック、浸入水、取付管口等に十分注意しながら、全区間撮影（カラー）し、異状箇所、取付管口等の必要箇所については、側視撮影（カラー）し、鮮明な画像を記録すること。

（２）本管内の異状箇所及び取付管の位置表示は、上流側マンホール中心からの距離とし、正確に測定すること。なお、異常が確認された場合は、写真撮影（カラー）を行うものとする。

（３）調査の続行が困難になった場合は、ただちに監督員に報告し指示を受けること。また、土砂の堆積が多い等設計図書と異なることが判明した場合、必ず事前に監督員

に通知し指示を受けること。

（４）本管ＴＶカメラ調査結果について、「下水道維持管理指針 実務編 -2014 年版-（公益社団法人 日本下水道協会)」を参考に報告書を作成し、提出すること。なお、提出する記録メディア、写真には件名・地名・路線番号・継手番号及び管径、距離等を表示すること。

（５）報告書は整理方法について監督員に確認したうえで作成すること。また、記録メディアについても同様にまとめること。整理されていないものについては成果として受理しないものとする。

２．　３　マンホール目視調査工

（１）マンホール内に調査員が入り、十分な照明のもとに土砂等の堆積状況、管きょの布設状況（管口)、侵入水、マンホール内のクラック、側壁・目地のずれ、足掛金物及びコンクリートの腐食、足掛金物の欠損本数、蓋の摩耗度、蓋のがたつき・蓋違いの有無等のマンホール内の不良箇所を調査し、写真撮影（カラー）を行うものとする。

（２）マンホール目視調査工は、本管ＴＶカメラ調査工及び清掃工を実施する前に全ての人孔を対象に行い、土砂の堆積状況等について確認しておくこと。

２．　４　管路施設清掃工

（１）本管ＴＶカメラ調査を実施する前に、管きょ内を清掃すること。また土砂の堆積が多い等設計図書と現場条件が一致しない場合、マンホール目視調査が完了した時点で監督員に通知し必ず指示を受けた後、作業を行うこと。なお、事後による協議は認めないものとする。

（２）使用する強力吸引車は、土砂と水分を分離できる構造のものとし、十分に水分をきって処分すること。

（３）土砂・塵芥等の産業廃棄物を適正に処分すること。また、着手前に処分業者を監督員に通知し、監督員の承諾を得なければならない。

第３章　一般事項

３．　１　着手前における提出書類

（１）受注者は，契約締結後，すみやかに次の書類を提出し，監督員の承諾を受けたうえ，作業に着手すること。

・着手届
・課税届出書
・業務責任者届
・工程表

・業務計画書
・その他監督員が提出を求めたもの

（２）業務計画書

業務計画書には委託全体の施工計画及び現地調査について、下記の項目を記載し監督員に提出し、その承認を受けなければならない。

・業務概要
・現地調査の組織図（職務分担、緊急連絡体制等）
・業務詳細（調査・清掃方法、実施工程等）
・汚泥の処理計画書
・安全計画（保安対策、道路交通の処理方法、酸素欠乏空気・有毒ガス対策等）
・その他監督員の指示する事項

（３）提出した書類の内容を変更する必要が生じた時は、ただちに変更届を提出すること。

３．　２　安全管理

（１）調査中は，常時調査現場周辺の居住者及び通行人の安全，並びに交通，流水等の円滑な処理に努め，現場の保安対策を十分講ずること。

（２）現場作業時には、交通誘導警備員を配置し、車両及び歩行者の通行の誘導、並びに整理を行うこと。

（３）現場の調査環境は，常に良好な状態に保ち，機械器具その他の設備は常時点検して，調査に従事する者の安全を図ること。

（４）調査中、酸素欠乏空気や有毒ガスなどが発生した場合は、ただちに必要な措置を講ずるとともに、監督員及び他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により、適切な措置を講ずること。

３．　３　感染症対策

（１）受注者は、マンホール、管きょ等に出入りし、またはこれらの内部で調査を行う際は、新型ウイルス等の感染症の恐れがある場合は、その予防対策を十分講ずること。

（２）前項に関して新たな指針や方針等が示された場合は、それに従うものとする。

３．　４　工程管理

（１）受注者は、あらかじめ提出した工程表に従い、工程管理を適正に行うこと。

（２）予定の工程表と、実績とに差が出た場合は、必要な措置を講じて、作業の円滑進行を図ること。

（３）受注者は、監督員に求められた場合は調査の進捗状況を報告すること。

（４）受注者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し協議すること。

（５）日程の都合上、履行期間に含まれていない日（祝日，休日等）に調査を行う必要がある場合は、あらかじめ、その調査内容、調査時間等について、監督員の承諾を得ること。

３．　５　業務完了時における提出書類

受注者は業務の完了に伴い、報告書及び委託業務完了通知書を提出しなければならない。なお、報告書については下記のとおり提出すること。

（１）調査概要
（２）平面図（管路番号、人孔番号を割当てたもの）
（３）判定基準
（４）調査総括表
（５）不良箇所平面図
（６）不良箇所集計表
（７）考察
（８）調査記録票
（９）調査写真帳
（１０）調査映像（ＣＤ－ＲまたはＤＶＤ－Ｒのみ）

※調査記録表のデータについては１ファイルの容量が約１MB以内となるよう分割してＣＤ－ＲまたはＤＶＤ－Ｒに保存すること。
※各ＣＤ－Ｒ及びＤＶＤ－Ｒは個別にﾌﾟﾗｽﾃｨｯｸｹｰｽ等に保管し、一括管理できるようとりまとめること。
※報告書の作成は製本１部、デジタルデータ２部とする。
※上記の（１）～（９）については、製本及びデジタルデータ（ＰＤＦファイル）で提出すること。また、調査総括表、不良箇所集計表、調査記録票についてはエクセルファイルも提出すること。

３．　６　委託料の支払いの時期及び方法

業務完了後一括払いとする。